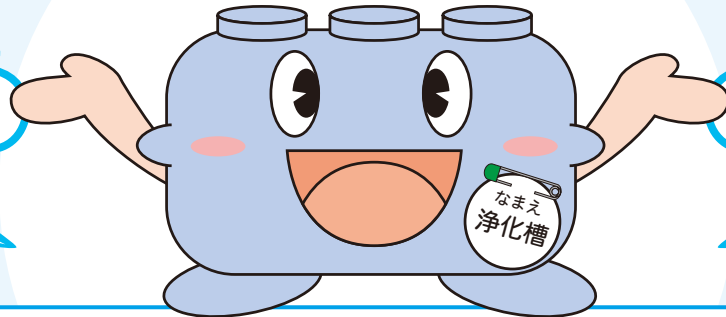


浄化槽の法定検査は 使用されている方の義務です

法定検査は
浄化槽の健康診断。
毎年一回受けてね。



微生物の働きで
汚水をきれいに
します。

浄化槽の使用者には法律で次の3つが義務付けられています

保守点検

装置の点検・調整
消毒薬の補充など

維持管理

清掃

たまった汚泥や
固形物の引き抜き

法定検査

(設置後の検査)
(定期検査)

■ 設置後の検査 (浄化槽法第7条第1項)

設置された浄化槽が、適正に施工され、正常に機能しているかを確認する検査です。
浄化槽を使い始めて3か月を経過した日から5か月の間に行わなければなりません。

■ 定期検査 (浄化槽法第11条第1項)

維持管理が適正に行われ、浄化槽の正常な機能が発揮されているかを確認する検査です。
毎年1回行わなければなりません。

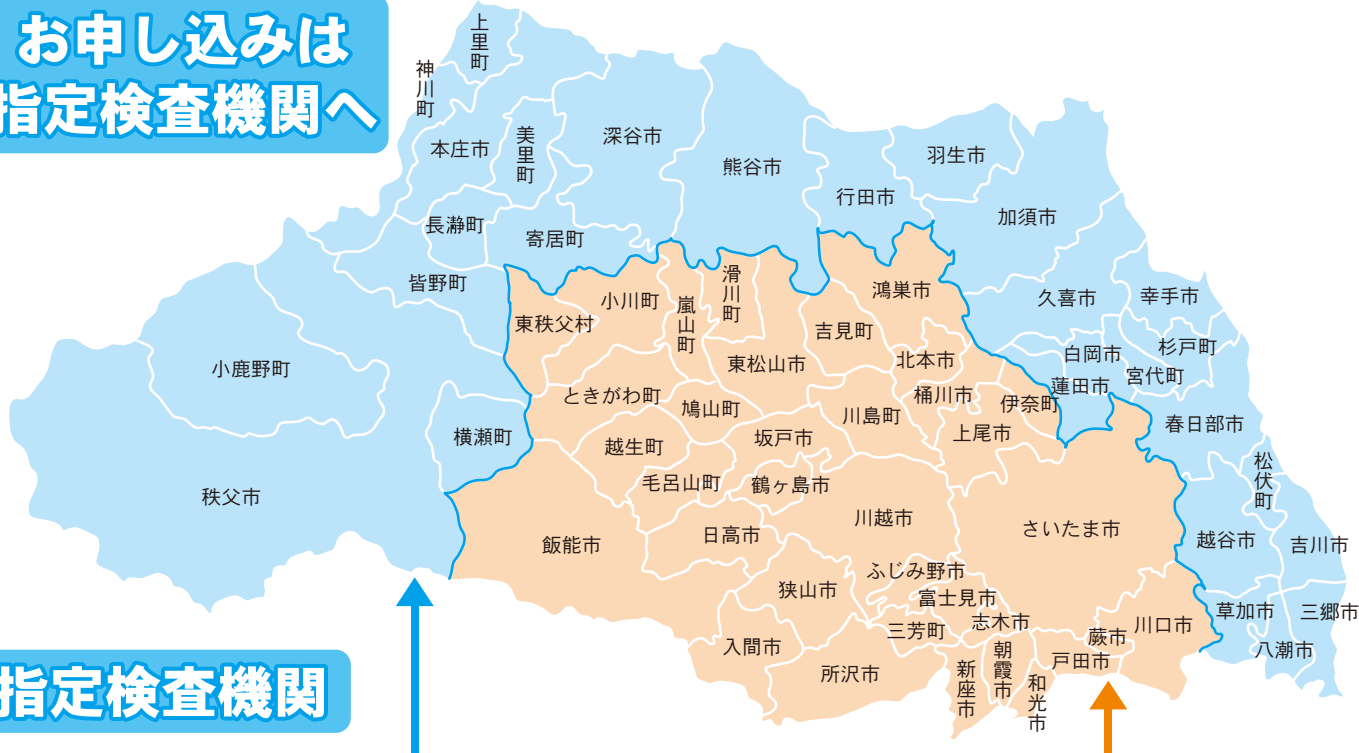
●保守点検は保守点検業者に、清掃は清掃業者に、法定検査は県が指定した指定検査機関に
依頼してください。それぞれに費用(手数料)がかかります。

**法定検査を受けなくてよいという事業者は悪質な事業者です。
気を付けましょう。**



法定検査受検のお手続

お申し込みは
指定検査機関へ



指定検査機関

(一社)埼玉県浄化槽協会

【法定検査部】深谷市田谷11
電話 048-501-5707
【支所】杉戸町清地5-4-10
電話 0480-33-3535

(一社)埼玉県環境検査研究協会

【土呂支所】さいたま市北区土呂町1-50-4
電話 048-778-8700
【西部支所】坂戸市八幡1-11-34
電話 049-284-2911

- 浄化槽の設置場所の市町村によって、申込先が違います。
- 指定検査機関に直接電話又は申込ハガキ（検査依頼書）で申し込んでください。
- 契約している保守点検業者、清掃業者も申し込みを受け付けます。
- 資格を持った保守点検業者（指定採水員）は、法定検査の一部を行えます。

検査手数料

(消費税非課税)

対象処理人員	設置後の検査(7条)	定期検査(11条)
10人槽以下	13,000円	5,000円
11~20人槽	14,000円	7,000円
21~50人槽	16,000円	10,000円
51~300人槽	21,000円	13,000円
301~500人槽	23,000円	15,000円
501人槽以上	40,000円	32,000円



埼玉県マスコット「コバトン」

浄化槽についての問い合わせ・依頼(申込)先

- 清掃業者…市町村ホームページ又は市町村の浄化槽担当課にお尋ねください。
保守点検業者…県水環境課ホームページ又は水環境課・環境管理事務所にお尋ねください。
指定検査機関…上記をご覧ください。

- 埼玉県環境部水環境課 ☎ 048-830-3083
中央環境管理事務所 ☎ 048-822-5199
西部環境管理事務所 ☎ 049-244-1250
東松山環境管理事務所 ☎ 0493-23-4050
秩父環境管理事務所 ☎ 0494-23-1511
北部環境管理事務所 ☎ 048-523-2800
越谷環境管理事務所 ☎ 048-966-2311
東部環境管理事務所 ☎ 0480-34-4011
各市町村浄化槽担当課